

裁判長 島村 典夫 様
裁判官 河野明日香 様
裁判官 佐藤 克郎 様

ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟の 公正な判決を求める要請書

新潟水俣病は、全国初の本格的公害裁判として被害者が1967年に提訴し、1971年に勝訴判決を得て、その後昭和電工（現・レゾナック）と補償協定を交わしましたが、いまだに解決されていません。1977年の国の認定基準改悪によって、被害者が一方的に切り捨て・放置されたことが最大の理由です。

このため、第二次訴訟が1982年に提訴されて1995年の「政治解決」により、和解成立および原告以外の被害者の相当数は総合対策医療事業による救済が行われましたが、同事業は約半年で終了し、その後、2009年にノーモア・ミナマタ第一次訴訟が提訴された後、再度の「政治解決」に基づいて和解と水俣病被害者救済特別措置法で一定数の被害者の救済が図られました。しかし、その申請期限が2年3ヶ月であったため、多くの被害者が取り残されたままになっています。また、新潟水俣病については、裁判所において国の責任が否定されたままになっており、国は水俣病問題の解決の姿勢を示そうとせず、認定制度の改善もしようとしていません。

取り残された被害者たちは、四肢末梢の感覚障害、手足のしびれ、頭痛、耳鳴り、運動失調などの身体的障がいに加えて、いわれのない差別・偏見を受け、日々、精神的・社会的にも苦しみ続けています。

ノーモア・ミナマタ第2次新潟全被害者救済訴訟は、そのような取り残された被害者を救済する最後の手段として2013年12月に貴裁判所に提訴されたものであります。

新潟水俣病問題を最終的に解決するには、国と昭和電工の責任において、被害者がその被害の実態に見合った適正な賠償を受けること、および人間らしく生きるための福祉政策の充実、阿賀野川流域住民の健康調査、地域のもやい直し（絆の再生）など多くの施策をなすことが求められていますが、国は水俣病問題は解決済みとしてこうした責任を果たそうとしていません。そうしたなか、司法の果たす役割は極めて大きいものがあります。

貴裁判所において、これまで10年間にわたって真摯に本件訴訟の審理にあたってこられたことについて心から敬意を表し、貴裁判所が被害者の被害の実態に真摯に向き合い、新潟水俣病問題の最終的解決を導くための指針となるような公正な判決を示されるよう、心から要請いたします。

年 月 日

団体名

住 所